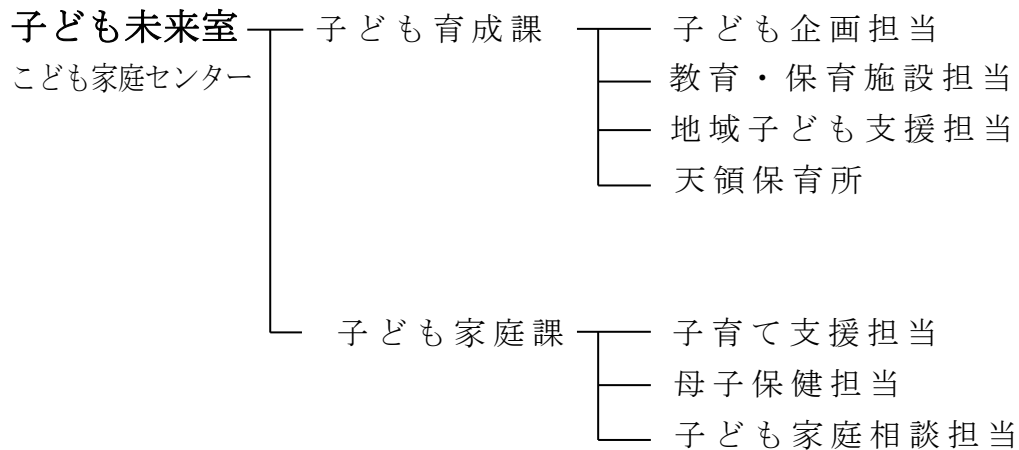


大牟田市の子育て支援について

《子ども未来室の組織図》



※令和 6 年 4 月からすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となりました。そこで、子ども未来室をこども家庭センターと位置づけ、母子保健と児童福祉の両機能の連携と協働を深め、相談支援の充実を図っています。

《子ども育成課》

◎子ども企画担当

1. 子ども・子育て応援条例の推進

令和6年1月に施行した「大牟田市子ども・子育て応援条例」（以下「条例」という。）を踏まえ、まち全体で子ども・子育てを応援する機運の醸成や実践の促進に向けて、条例の周知・啓発に取り組むとともに、子どもの視点や意見を子ども施策に反映させるため、子どもの意見を聴取する取組を推進しています。

2. こども計画の推進

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう努力義務が定められています。また、条例では、市の責務として、子どもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施していくこととしているため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「大牟田市こども計画」（以下「計画」という。）を令和7年3月に策定しました。

施策の推進状況や事業の利用状況等を把握しながら、毎年度点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 結婚支援の取組（おおむた縁結び支援事業）

結婚を希望する人の希望が実現できるよう、出会いや交流の機会づくりに取り組む「おおむた縁結び支援事業」を実施しています。具体的には民間団体等が実施する婚活イベントの支援（実施費用に対する補助や広報）、結婚のきっかけづくりとなるセミナーを実施しています。

また、令和8年度から、若い世代が早い段階から結婚や子育て等を含む自身の人生設計（ライフデザイン）について考える機会づくり及び若者同士の出会いのきっかけづくりとなるイベントを実施することとしています。

◎教育・保育施設担当

1. 教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）関連の取組

（1）教育・保育施設の管理・運営支援

教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）に係る教育・保育給付認定、入退所の管理、保育料の算定・徴収、施設型給付、指導監査等を実施しています。令和8年4月1日時点では、市内に保育所が17園、認定こども園が14園、幼稚園が3園あります。なお、現在、市内の保育所・認定こども園・幼稚園において待機児童は生じていません。

（２）保育料等の負担軽減

保育料は国が定める基準を限度として市町村が定めることとなっています。本市では、国が定める基準よりも所得階層区分を細分化したうえで、より低い保育料金設定にしています。

また、令和 7 年 11 月から、県の補助も活用し、世帯の所得やきょうだい児の年齢にかかわらず第 3 子以降の保育料を無償化するとともに、本市独自の支援として、世帯の所得やきょうだい児の年齢にかかわらず、第 2 子の保育料の負担軽減及び第 3 子以降の副食費の無償化を行っています。

（３）保育所等の業務効率化・安全対策

国の保育対策総合支援事業（補助事業）を活用し、保育所及び幼保連携型認定こども園における業務効率化に向けた ICT 化と安全対策を支援しています。

（４）保育所等の施設整備

安全・安心な保育環境を確保するため、保育所及び認定こども園（公立、個人立、宗教法人立の園を除く）の整備に対し、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し補助を行っています。

（５）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備すること等を目的として、保育所等に入園していない生後 6 ヶ月から満 3 歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度です。令和 8 年 4 月 1 日時点で、市内 12 園で実施しています。

（６）一時預かり事業

仕事、病気、介護、冠婚葬祭、育児疲れの解消等で家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所等に在籍していない乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。実施施設に対し、子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っています。

2. 保育人材確保の取組

事業者の保育人材確保の支援として、保育所等で働きたい人と求人を行いたい施設を人材バンクに登録し、双方に情報提供を行う保育士等人材バンク事業を行っています。また、保育士等の処遇改善の取組として、教育・保育施設については処遇改善加算の支給、学童保育所等においては処遇改善に係る委託料の加算を行っています。

このほか、教育・保育施設の事業者や保育士等の養成機関と連携・協力し、学生向けに市内の保育所等の PR を行う取組を行っています。

◎地域子ども支援担当

1. 放課後児童健全育成事業（学童保育）

（1）学童保育所・学童クラブの管理・運営

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休業日等に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。小学校区を単位に19校区中17校区に設置し、未設置の玉川校区と上内校区の児童については、隣接校区の学童施設への送迎を行っています。

（2）学童保育所・学童クラブの待機児童対策

共働き世帯の増加等により、学童保育の利用ニーズは年々増加しており、毎年待機児童が生じているため、待機児童解消に向けた取組を進めています。具体的には、令和5年度から令和7年度にかけて、三池、銀水、天領、大牟田中央、手鎌の5校区で受け入れ児童の拡充に向けた学童保育所の新築・建替えを行い、これらの整備によって、利用定員は合計200人増加しました。

また、夏休みだけ学童保育を利用したい人の受け皿を確保するため、夏休みに認定こども園等で小学生を預かる事業（補助事業）に取り組んでいます。

2. 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する施設（市内4施設）で児童を一時的または一定期間お預かりします。宿泊を伴うショートステイ、平日の夜間や休日の預かりを行うトワイライトステイを実施しています。

3. 病児・病後児保育事業

仕事の都合等により、病氣中または病氣の回復期にある小学6年生までの児童を家庭で保育できない場合に、市が委託する病児・病後児保育施設「マリア病児ルームおひさま」で一時的にお預かりする事業です。

福岡県の病児保育利用料無償化事業により、令和5年4月1日から県内居住者の利用料は無料となっています。

4. 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

大牟田市社会福祉協議会に委託し、概ね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い交流できる「つどいの広場」をえるる1階に開設しています。子育てに関する相談援助や情報提供のほか、リズム遊びやおはなし会などのイベント、助産師・栄養士による個別相談などを定期的実施しています。

5. ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）が会員となり、子育てを助け合う有償の相互援助活動です。保護者の外出や一時的な仕事の際の預かり、幼稚園、保育園、学童の送迎等の際に利用されています。利用の調整や会員の管理等を行う事務局機能を大牟田市社会福祉協議会に委託し、えるる1階に「おおむたファミリー・サポート・センター」を開設しています。

より多くの人に積極的に利用していただけるよう、令和8年4月1日から、利用料の助成を行っています。

6. 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児のサポートや、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、必要に応じて市の母子保健施策や子育て支援施策等に関する情報提供を行うことなどにより、家庭の養育環境を整える事業です。令和8年度から新たに実施しています。

◎天領保育所

1. 公立保育所の管理・運営

本市の公立保育所は、平成24年4月に歴木保育所を民間移譲したあとは、天領保育所1園を運営しています。市内唯一の公立保育所として、障害児や発達に特性のある児童を積極的に受け入れるとともに、子育て支援の取組として、つどいの広場での親子リズム遊びや地区公民館での子育て講座等を行っています。

2. 休日保育事業

日曜日や祝日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を保育所で預かる事業です。公立保育所（天領保育所）でのみ実施しています。

3. 公立保育所の機能充実と施設整備

子育てニーズの多様化に伴い、公立保育所に求められる役割はより重要となる一方、現在の天領保育所の建物は40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、令和5年度より、今後の公立保育所の充実に向けた検討を進め、令和8年3月に今後の公立保育所の機能充実や整備の方向性をまとめた「大牟田市公立保育所整備計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、公立保育所の整備（建替え）を進めていきます。

《子ども家庭課》

◎子育て支援担当

1. 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に役立てることを目的に、高校生年代までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給します。

3歳未満 : 15,000 円 3歳以上から高校生年代まで : 10,000 円
第3子以降 : 30,000 円

2. 児童扶養手当

母子・父子世帯等の生活安定による自立促進を目的に、父（又は母）と生計を同じくしていない、18歳の誕生日後最初の3月末まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している人に対し、児童扶養手当を支給します。

3. 公費医療

健康保持及び福祉の増進を図るため、医療機関等での保険診療分の自己負担の一部について助成を行います。

（1）子ども医療

＜対象者＞中学3年生まで（15歳の誕生日後最初の3月31日まで）

＜本人負担＞0歳～小学校就学前 通院…無料 入院…無料
小・中学生 通院…500円まで／月 入院…無料

（2）重度障害者医療

＜対象者＞3歳以上の重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

※中学生までは、子ども医療を適用

＜本人負担＞ 通院…500円まで／月

入院…市民税課税世帯：500円／日（10,000円まで／月）

市民税非課税世帯：300円／日（6,000円まで／月）

（3）ひとり親家庭等医療

＜対象者＞母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童

（児童は小学校入学以降18歳の誕生日後最初の3月31日まで）

※中学生までは、子ども医療を適用

＜本人負担＞ 通院…800円まで／月、入院…500円／日（3,500円まで／月）

4. 母子父子寡婦福祉

(1) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特定の資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間の経済的給付を行い、資格取得と就職を支援します。

〈対象資格〉看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等の受講費の一部を助成します。

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の学び直し、母子家庭又は父子家庭の子の学習の支援を目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座に係る受講費の一部を支給します。

(4) 養育費に関する公正証書等作成支援事業

養育費に関する取り決めに促すとともに養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書などの作成に必要な費用の一部を助成します。

(5) 養育費保証契約締結支援事業

養育費に関する取り決めに促すとともに養育費の継続した履行確保を図るため、養育費保証契約を保証会社（養育費の未払いについて立替、督促を実施）と締結する費用の一部を助成します。

5. その他の事業

(1) 妊婦のための支援給付

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与するため、妊娠届等で面談を受けた妊婦へ5万円、出生届後に助産師等の訪問を受けた産婦へ胎児1人につき5万円を支給します。

◎母子保健担当

1. こども家庭センターの母子保健業務

「こども家庭センター」の母子保健機能として、妊娠期から子育て期にわたり、助産師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、心理士といった専門職が、個々の状況に合わせ、妊産婦や乳幼児に寄り添った支援を行っています。

(1) 母子保健相談支援（重層的支援事業）

妊娠届や出生時の面談、電話や訪問、関係機関等との情報共有により、妊産婦・乳幼児の実情を継続的に把握し、産科や小児科などの医療機関や関係機関等との連携を図りながら、個別の状況に応じた情報提供や助言、保健指導を行っています。

特に支援が必要な妊産婦等の場合は、サポートプランを作成し、モニタリングや評価を行い、必要に応じてプランの見直しや更新を行っています。

(2) 育児支援事業

子どもの健康や発達についての知識を深め、保護者同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図るとともに、保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援しています。

(パパ・ママ育児専科 (年6回)、マタニティ&ママのほっとスペース (月1回)、赤ちゃん広場 (月1回)、乳幼児の歯育て教室など)

(3) 産後ケア事業

安心して子育てができるよう、出産後1年以内の母親及びその乳児を対象に、産科医療機関等を宿泊や日帰りで利用し、心身のケアや育児のサポート等を行います。

2. 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査 (地域子ども・子育て支援事業)

母子の健康増進を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券 (妊婦健康診査14回分及び子宮頸がん検査1回分) を交付しています。

(2) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援補助金交付事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、母体と胎児の状況を継続的に把握し必要な支援につなげていくために、産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用の一部を助成します。

(3) 多胎妊娠の妊婦健康診査補助金交付事業

母体への負担や経済的負担が大きい多胎妊娠の妊婦に対し、健診の機会を増やすことでより健やかな出産へとつなげていくために、追加で受診する健診に係る費用の一部を助成します。(上限5回)

(4) 産婦健康診査助成事業

産後うつ等への支援が必要な産婦を早期に把握し、母子への心身のケアや育児サポート等を実施するため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。(1回の出産につき2回まで)

(5) 新生児聴覚検査費助成事業

先天性難聴児の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。

(6) 乳幼児健康診査

4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、市内の委託医療機関で、無料で健康診査を実施しています。また、令和8年度から、新たに5歳児健康診査を実施しています。

(7) 発達相談事業

乳幼児健診や育児相談などで、ことばや落ち着きのなさ等が心配な子どもや、子どもへの関わり方についての相談を希望する保護者を対象に、専門家が発達に応じた相談・助言を行い、子どもの健やかな成長を促します。

- ・ことばとところの相談：心理士による、ことばの遅れや子どもへの関わり方、育児不安などに対する相談（月6回、予約制）
- ・言語聴覚士の相談：ことばの面や発音で心配のある子どもや保護者に対する相談（年6回、予約制）

3. 歯科保健事業

歯科疾患予防、歯周疾患による早産や低出生体重児出産リスク予防、むし歯菌の母子感染防止を目的に、妊婦に対して歯科健康診査、歯科保健指導を行っています。

また、1歳6か月児・3歳児を対象に、健全な乳歯の育成のため、歯科健康診査と歯科保健指導を実施し、希望者にはフッ化物塗布を行っています。

4. 母子・小児医療事業

(1) 未熟児養育医療

指定養育医療機関において、入院加療を必要とする未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児）に対し、医療費の一部もしくは全部を助成します。

(2) 育成医療

身体に障害や病気がある18歳未満の児童で、手術などの治療により改善が期待できるものに対し、医療費の一部を助成します。

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に、日常生活用具等を給付します。

5. 子どものアレルギー予防事業

ぜん息児の保護者やアレルギー疾患に関心のある市民を対象に、医療従事者等による講話、個別相談等を行い、子どもを中心としたアレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図ります。

また、乳幼児健康診査の受診結果やアンケートから、アレルギー素因があると思われる乳幼児をスクリーニングし、保護者への問診や療養上の指導を行います。

◎子ども家庭相談担当

大牟田市子ども支援ネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク（17の機関で構成）」を設置し、保護者のない児童又は保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者若しくは特定妊婦の早期発見を図り、関係機関と支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行っています。

大牟田市子ども支援ネットワーク組織図

